

# とらい & GROW

2022年  
1月号 NO.405  
2022/1/5発行



## すべて一新される途上にあります



新しい年を迎えました。皆さま、新年の元旦を心新たに迎えられたことと存じます。

どうぞ本年もよろしくお願ひ申し上げます。たった一日の違いではありますが、新年を迎え何もかも一新されます。年が明けてから、桜の咲くころには…と目標が変化していきます。



それにしても人間、過去の成功体験を忘れられないものです。過去を忘れられないのが人間で、これは良い面と悪い面とがあります。反省し今後に活かす、これは良き行動でしょう。

一方悪い面、過去へのこだわりは特にこのコロナ禍では障壁になります。ではどうしたら良いのでしょうか。実際、私もわからずもがいている最中です。しかし、世の中いくら変わっても変わらない本質があると思うのです。(不易流行)

打つ手はあります。希望は消えません。希望を失わしめているのは私たちの心です。

初心忘るべからず、初心に本質アリです。なんにでもチャレンジしました。仕事も選びませんでした(割に合わない仕事も喜んで)。「こころはいつも一年生」、そう「本日開店」のあの心です。清新なこころを大切に行動します。

これからは、世の中、世界も「下り坂」でしょう。あらゆる面で縮小を余儀なくされます。

でもこの縮小ですが、次なる豊かさのための縮みです。(尺取り虫の原理)

決して後ろ向き・消極的でもありません。力を貯めて伸びましょう。

明るい希望に満ちた令和4年を造りましょう!

そんな意味で今年は貴重な意味ある年です。



# 事業承継・M&A

事業再編事業班です。

宇久田会計事務所がこの事業班が始まってから半年、事業承継を中心に話し合ってきました。日本には99.7%が中小企業（うち小規模事業者が84.9%）です。（2016年時点 経産省平成30年発表数字より）また、2020年帝国データバンク発表の全国社長の平均年齢は59.9歳で、右肩上がり推移しています。ちなみに、年商規模別でみると1億円以下が61.1歳と最高となっていました。実際にお仕事をされていて、周りはいかがでしょう。

次に、事業承継問題ですが、“コロナ禍で大幅改善 後継者不在61.5%、過去10年で最も低く”（帝国データバンクから2021年11月）とありました。子供などの親族に継がせられず、従業員や外部への事業承継が増加傾向にあるようです。後継者育成には長期間かかるうえ、準備していても途中で失敗してしまうケースもあるようで、難しい課題です。

経営者、従業員、取引先、みんなが幸せでいられる方法を、事業承継・組織再編の観点から研究しています。



## 《組織再編 入門》

今回は、組織再編の「吸収合併」のケースについて紹介いたします。



吸収合併とは、複数の会社が1つになることです。

- ◇ A社とB社があります。
- ◇ B社が存続会社です。
- ◇ A社が消滅会社です。
- ◇ B社に、A社の資産・負債・権利義務などすべてを承継します。（従業員やノウハウ、取引先も全部）

“適格合併”の要件を満たすと、含み益のある資産を簿価で引き継げたり、繰越欠損金も承継できます。

- 合併の対価として株式以外の資産が交付されない
- 支配関係が継続すること
- 従業員を引き継ぐこと（概ね8割）
- A社の事業を続けること

要件は、支配関係の度合いによって違います。

## 【適格合併の事例】100%支配関係にある会社の合併

要件は2つ：B社の株式以外を合併対価としないこと。合併後も完全支配関係が続くこと。

- ◇ B社（存続会社）とA社（消滅会社）があります。
- ◇ A社は長男が株主（100%）で社長です。建築土木関係の仕事の下請けです。
- ◇ B社は次男が株主（100%）で社長です。建築デザイン・設計、施工業者です。

この度、経営の効率化を図るため、一つの会社にすることにしました。

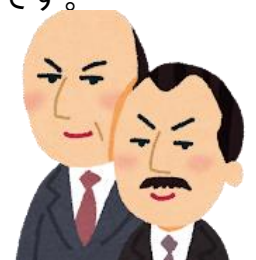
手続き：B社の株を長男に発行→B社の株主は、長男と次男に。

A社の資産と負債をB社に“簿価で”承継。

※登録免許税はかかるが、不動産取得税は非課税。

A社の従業員を引き継いだため、労務手続きもします。

A社に、繰越欠損金があったので、これも引き継ぎました（「適格合併」なので）。



## 新しい給付金“事業復活支援金”が支給されます

新型コロナウイルスの影響により、2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して、50%以上または30%～50%減少した事業者（地域・業種は問いません）に、事業規模・売上減少率に応じて「事業復活支援金」が支給されます。

（令和3年12月27日時点での情報です。申請受付等の詳細については、今後経済産業省 HP 等で公表される予定です。）



### ■給付額（上限額）

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

### ■算出式

給付額＝{基準期間（※）の売上高} － {対象月の売上高×5}

（※基準期間とは、2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月、のいずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間）

### ■具体例

2018年12月の売上500万円、その事業年度の年間売上5,000万円、2018年11月～2019年3月の売上が2,000万円だったA法人の2021年12月の売上が200万円だった場合

①給付判定 500万円から200万円に減少→売上減少率▲50%以上に該当

②給付額 2,000万円－（200万円×5）＝1,000万円

→上限100万円を超えているので100万円



## 電子取引データの保存方法について（続報）



先々月号、先月号でもご紹介してきた電子帳簿保存法改正に伴う電子取引データの保存方法についてですが、先月発表された令和4年度税制改正大綱によると、令和4年1月からの電子保存義務化に2年間の猶予期間が設けられることとなりそうです。

ただし、「要件に従った電子保存ができなかったことについて、税務署長が“やむを得ない事情”があると認めた場合で、かつ、税務調査時に整然・明瞭な出力書面を提示できる」（要旨）という条件になっています。

“やむを得ない事情”の認定については、特に手続きを必要としませんが、「電子取引データの電子保存義務化を知らなかった」は通用しません。

まずは、現在社内において「紙」が発行されない電子取引は何があるのかリストアップすることから始めましょう。今後この2年の間にも様々な新しいシステムが出てくるのが予想されますが、自社においてどういった保存方法が良いのか考えていきましょう。

# 「コロナ禍 2年間の経営を振り返ってみて どうですか？」顧問先社長に聞いてみました。

『商売の源泉は信頼』 (株)東神クリーンタオル 代表取締役 日下健司社長

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

長引くコロナ禍も早いもので二年が経とうとしています。

弊社は、神奈川県湘南エリアの飲食店様を中心にレンタルおしぼりを納めさせて  
頂いております。当然のことながらこの二年間、売上の激減を免れる事はありませんでした。

しかしながらコロナ禍に売上が下がる事は想定内だったので腹をくくり、今こそ弊社を支え続けてくれた従業員・お客様・取引業者様・同業他社様との信頼をより一層築いていくことが、後の社業の礎になると信じ、相互扶助の精神を念頭にこの苦難を乗り越えようと意思決定しました。

すると従業員は日々目まぐるしくトップダウンされる指示や方針転換に一生懸命、理解と行動を示してくれ

ました。お客様は誠実に寄り添う弊社スタッフを信頼して下さり様々な改善要求に快く御協力して頂きました。取引業者様は納期や在庫の調整等の要望に臨機応変に対応してくれました。同業の諸先輩方は分からない事があれば知識や知恵を惜しみなく教えて下さいました。

気が付けば弊社のコロナ禍の二期決算は大幅な減収増益になっていました。この二年間を経て私たちは紛れもなく様々な人たちの支えがあって活かされているということを改めて実感したのであります。



皆様の会社はいかがでしょう。お聴かせ頂けたら幸いです。

## 回り道もいいじゃないか

最短で…効率的に…そんな世の中ではありますが……  
ゆっくり、静かに、時には立ち止まって…、そう回り道、寄り道も  
良いじゃないか。結果良しばかりが善ではない。  
途中プロセスをもっと大切にしたい。  
プロセスコントロール(結果の良し・悪しは途中が決める)と言うが…。  
どうだろう、無駄があってもよし。無駄・遊びも歓迎!



問はず  
がたり



ラジオ湘南

毎週日曜日 18時～18時29分 FM83.1

今年も、日曜日の夕暮れ時は、

『ざいつきげんの音楽鍋』 でよいひと時を♪



さわやか土曜塾

しばらくお休みいたします。



所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/㈱経営センターグロウ

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466(36)0627 FAX 0466(33)4892